

広島市立大学教育基盤センター規程

令和5年3月28日

規 程 第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、教育基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の全学的な教育上の課題について検討し、又はこれらについて他の教育上の組織を支援することを目的とする。

(分掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 全学的な教育に係る企画に関すること。
- (2) 教学マネジメント（教育の質保証を含む。）に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか全学的な教育上の課題に関すること。
- (4) センターの運営に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 教育基盤センター長
 - (2) 教育基盤センター副センター長
 - (3) 教育基盤センター次長
 - (4) 専任教員
 - (5) 事務職員その他必要な職員
- 2 前項に定めるもののほか、センターに兼任教員を置くことができる。兼任教員は、学長が指名し、理事長が任命する。

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 教育基盤センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長が定める分掌事務を統括し遂行する。
- 3 センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 副センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が、教務委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。